

平成29年度 第7回大島区地域協議会 次第

日 時：平成29年12月14日（木）

午後2時から

場 所：大島地区公民館3階

大会議室

開 会

1 挨拶

2 報 告

- (1) 要援護世帯除雪費助成の状況について

資料No.1

3 協 議

- (1) 大島区地域活動支援事業に係る採択方針と審査等について

資料No.2

- (2) 地域協議会が必要と認めて審議する事項について

資料No.3

4 その他

- (1) 出張地域協議会意見交換会での質疑応答について

資料No.4

- (2) 第8回地域協議会の開催日について

【開催日：___月___日、開催時間___時から】

閉 会

「大島を輝かせろ！」中学生の大島活性化アイデア発表会

当日配付

平成29年度 要援護世帯除雪費助成事業 町内会別
申請及び認定並びに却下の状況 (H29.11.30 現在)

| 町内会名 | 申請者数 | 認定者数 | 認定者の世帯状況内訳 | | | | 却下者数 | 却下理由 |
|------|------|------|------------|---------|-------|-------|------|------|
| | | | ひとり暮らし世帯 | 高齢者のみ世帯 | 障害者世帯 | その他世帯 | | |
| 菖蒲東 | 8 | 8 | 5 | 3 | | | | |
| 菖蒲西 | 1 | 1 | | 1 | | | | |
| 牛ヶ鼻 | 4 | 4 | 1 | 3 | | | | |
| 西沢 | | | | | | | | |
| 三竹沢 | 6 | 6 | 3 | 3 | | | | |
| 熊田 | 4 | 4 | 1 | 3 | | | | |
| 仁上 | 6 | 6 | 2 | 4 | | | | |
| 石橋 | 6 | 6 | 4 | 2 | | | | |
| 棚岡 | 6 | 6 | 4 | 2 | | | | |
| 大島 | 8 | 7 | 2 | 5 | | | 1 | 課税世帯 |
| 中野 | 2 | 2 | | 2 | | | | |
| 上達 | 1 | 1 | 1 | | | | | |
| 深沢 | 5 | 5 | 3 | 2 | | | | |
| 細越 | 4 | 4 | 2 | 2 | | | | |
| 達 | 2 | 2 | 2 | | | | | |
| 大平 | 16 | 16 | 12 | 3 | 1 | | | |
| 長者島 | 1 | 1 | 1 | | | | | |
| 下岡 | 1 | 1 | | 1 | | | | |
| 千原 | 2 | 2 | 1 | 1 | | | | |
| 上岡 | 4 | 4 | 2 | 1 | | 1 | | |
| 板山 | 6 | 6 | 4 | 2 | | | | |
| 田麦 | 14 | 14 | 7 | 7 | | | | |
| 竹平 | 3 | 3 | 3 | | | | | |
| 藤尾 | 1 | 1 | 1 | | | | | |
| 合計 | 111 | 110 | 61 | 47 | 1 | 1 | 1 | |

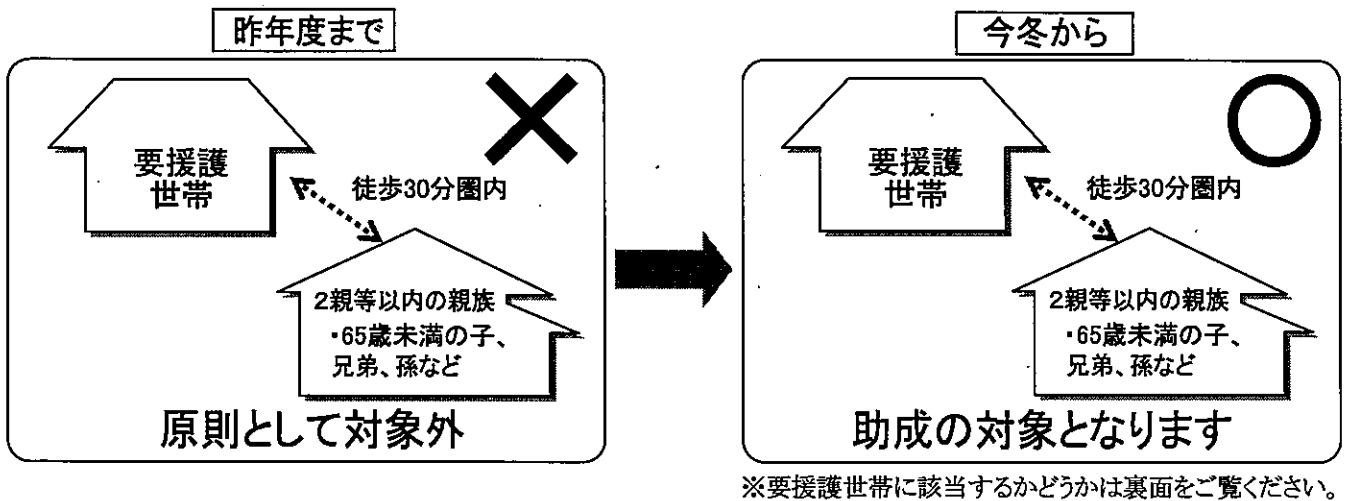
要援護世帯の除雪費助成制度を 利用しやすくなるように見直しをしました

要援護世帯除雪費助成事業は、自力で除雪することが困難な世帯に対し、業者などに除雪を依頼する費用の一部を助成するものです。

このたび、親族要件の廃止とあわせ、生活形態や家屋などの多様性に応えるため、助成対象となる除雪の範囲を見直し、利用しやすい制度としました。具体的な取扱いはこちらのとおりです。

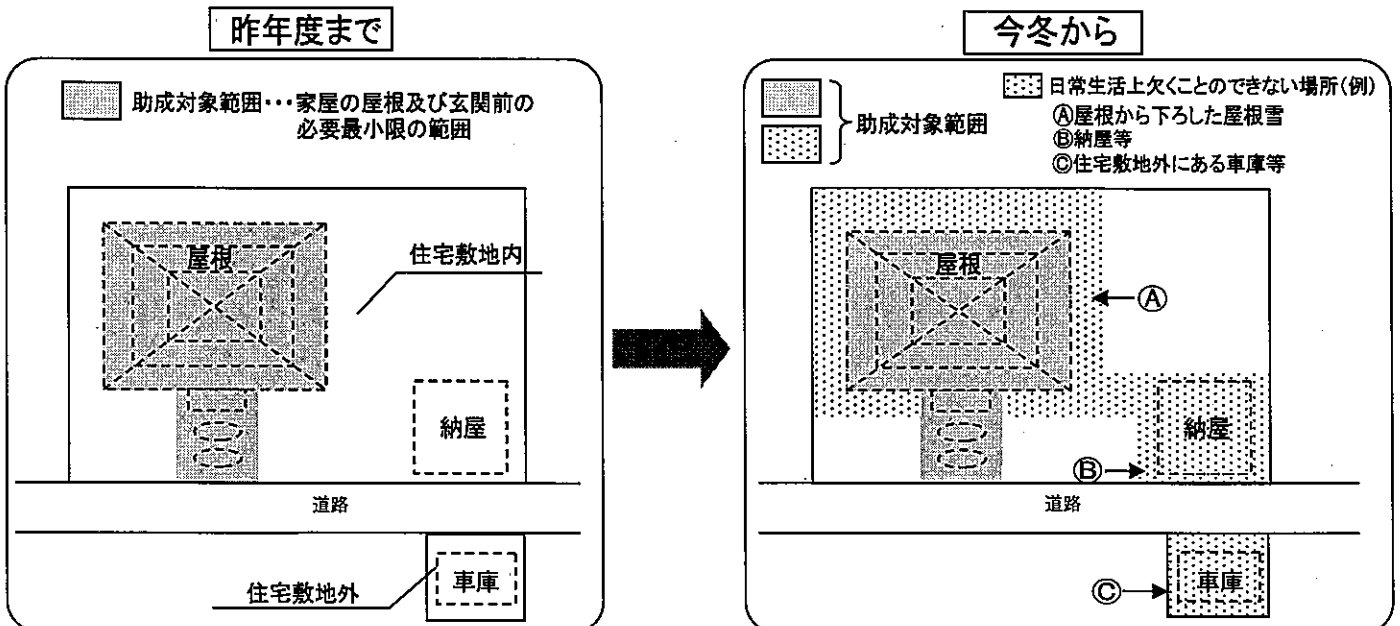
○対象となる世帯について

これまで、親族（概ね徒歩 30 分圏内に居住する 2 親等以内の親族）や近隣の住民等の協力により除雪ができると認められる世帯については、原則として、事業の対象とならない世帯として取扱ってきましたが、今年度から申請ができます。



○対象となる除雪の範囲について

これまで、屋根雪及び玄関前の必要最小限の範囲を助成対象として取扱ってきましたが、これに加え、今年度から、下ろした屋根雪の処理や、日常生活上欠くことのできない場所（納屋、車庫など）の除雪も助成対象範囲とします。



私たちの地域をもっとよくする 「まちづくり活動」の提案を 募集します!!

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 平成29年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。奮ってご応募ください。



■募集期間

平成29年4月3日(月)から4月28日(金)まで(必着)

事業提案書、説明資料をお持ちになり、大島区総合事務所までおいでください。

■実施方法

～事業の内容～

- ・ 団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・ 5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等又は営利法人を除く。）

「身近な地域での課題の解決や活力の向上」のために行う事業であれば、種類や分野は問わず対象となります。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

■支援内容

- ・ 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ポイント！》

- ・ 事業を行う上で要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
 - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
 - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃、振込手数料等）に要する経費
 - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
 - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
 - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とします。）
 - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ 平成30年3月31日までに事業を完了（経費の支払を含む。）するとともに、大島区総合事務所に実績報告書を提出してください。

■補助金額、補助回数（新規事項）

- ・ 地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。
- ・ 同一の事業に対する補助は、3回までとします。（平成24年度事業からカウント）

《大島区の予算 490万円》

《ポイント！》

- ・ 補助金の額は1,000円単位（1,000円未満の端数は切り捨て）とします。事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合があります。また、事業費が100万円を超える事業を計画される場合は、概ね100万円が補助金額の限度額となります。
- ・ 同一事業への補助は、3回までとします。連続でなくても（1年おき等でも）3回で終了となります。

■応募方法

- ・ 所定の事業提案書に必要事項を記入し、説明資料（団体の規約、見積書、図面など）と合わせ、大島区総合事務所に持参してください。

《ポイント！》

- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、大島区総合事務所へ事前にご相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。
- ・ 事業提案書、補助金交付申請書等の用紙及びQ & Aは、大島区総合事務所で配布します。また、市のホームページから様式をダウンロードすることができます。

■提案事業の審査と決定

- ・ 大島区地域協議会で審査を行い、採択等を決定します。
- ・ 審査方法は、書類審査のほか、事業を実施する場所で提案者から行っていただく説明等を参考に行います。
- ・ 審査は次の視点をもとに行います。

(1) 地域自治区の採択方針 … 地域自治区ごとに設定するものです。

- ・ 「地域自治区の採択方針」とは、各地域自治区が抱える地域課題等に応じたどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を明らかにするものです。平成29年度大島区の採択方針は次のとおりです。

《大島区採択方針》

| |
|--|
| 1 優先して採択する事業 |
| <p>上越市大島区には、ホテルが生息する豊かな自然環境があり、保倉川と田麦川両岸には人々の営みが刻んできた棚田の風景が見られ、周辺には自然豊かなブナ林が集落と一体となって広がっている。</p> <p>この恵まれた地域資源等を生かし、市民自らの取組で住み続けたい地域づくりを進めるため、上越市地域活動支援事業における大島区の事業選定にあたっては、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む発展性のある事業のうち、次に掲げる事業を優先的に採択する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 団体等が主体的に取り組む地域づくりのための事業で、協働性が高くより地域の活性化に資する事業 ○ 地域資源を活用した特産品の開発や他地域との交流などにより、地域の活性化に資する事業 ○ 子育て支援、高齢者生活支援などの少子高齢化対策に資する事業 |
| 2 その他の事業 |
| <p>優先して採択する事業以外の事業については、上越市地域活動支援事業の趣旨を考慮し、採択する。</p> |

(2) 基本審査・共通審査

- ・ 基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査は次の審査項目と視点により審査を行います。

《共通審査の項目と視点》

| 審査項目 | 審査の視点 |
|------|--|
| ①公益性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・ 全市的な方向性と合致しているか。 ・ 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。 |
| ②必要性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・ 地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか。 ・ 緊急性の高い提案事業であるか。 ・ ほかの方法で代替できないものであるか。 |
| ③実現性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 ・ 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・ 資金調達の規模や時期に無理はないか。 |
| ④参加性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案事業の実施に当たり、多くの住民等の参加が期待できるものか。 |
| ⑤発展性 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・ 提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。 ・ 事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。 |

《ポイント！》

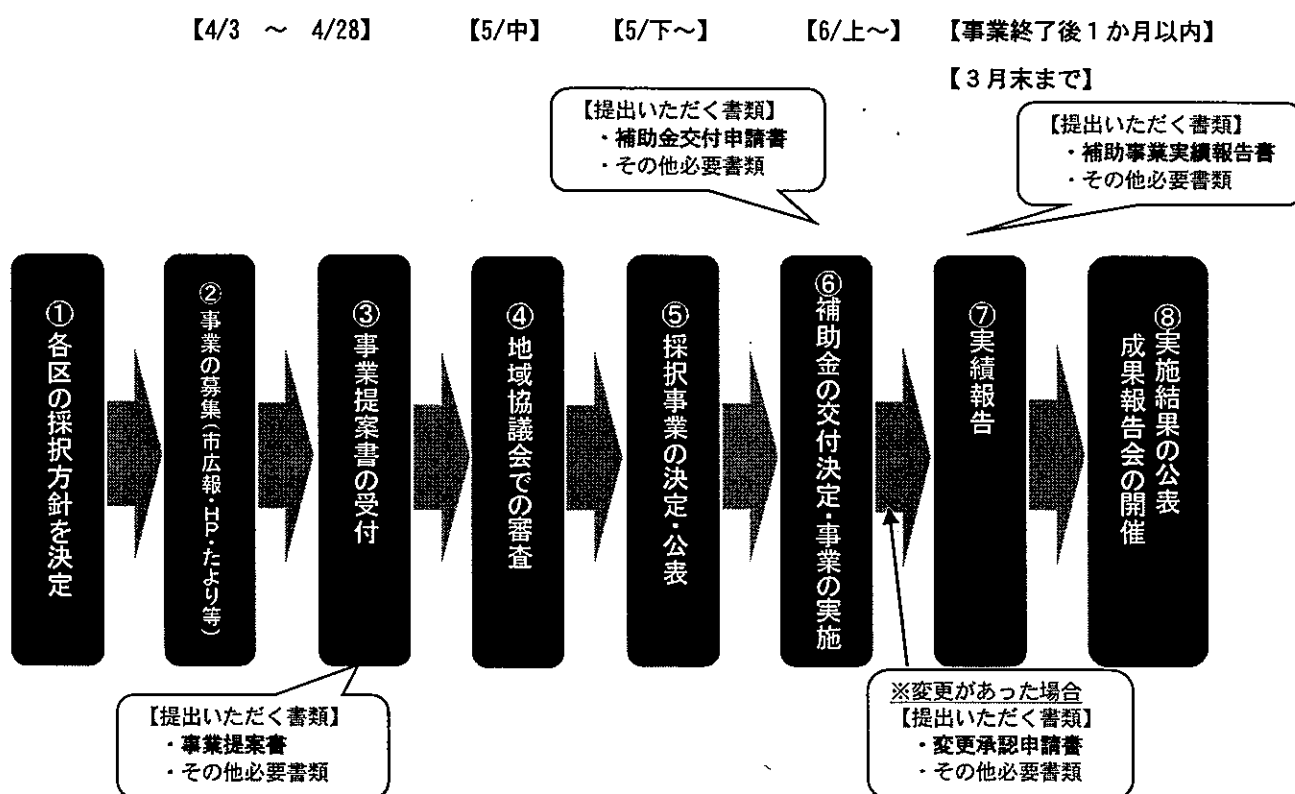
- ・地域協議会の審査では、「基本審査」、「地域自治区の採択方針」及び「共通審査」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。各地域自治区の審査に当たっての基本的な考え方は、大島区総合事務所でご確認ください。

■事業の紹介・公表

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、応募される場合は、あらかじめご了承ください。

※ 3月下旬に大島区内で報告会を予定しています。事業実施内容や成果を各団体から発表していただきます。

■フロー図（事業実施の流れ）



こちらまでご相談・ご応募ください！

大島区の事業はこちらまでご相談・ご応募ください！



大島区総合事務所 総務・地域振興グループ

所在地 上越市大島区岡 3320-3

電話 025-594-3101 (内線 61) FAX 025-594-3105

申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ & A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください！

大島区地域協議会長 様

地域協議会審議提案書

| | | |
|--------|----|---|
| 提案委員氏名 | | 早川 丈夫 |
| 審議提案事項 | 件名 | 市道と交通機関の安全性の向上について |
| | 内容 | <p>1. 市道の安全施設の維持管理について 破損している箇所が多く見られ、通行に危険であり、適切な管理をしてほしい。 (例：中野峠線、梨ノ木線など)</p> <p>2. ほぼほぼ大島駅ホームの屋根の延長について ス兩編成の上り電車(越後湯沢方面)に乗車する際、乗車口が屋根の設置箇所から外れるので、もう2メートルほど延長してほしい。</p> |
| 提案年月日 | | 平成29年12月5日 |

★欄は、記入しない。

大島地区意見交換会での質疑応答とその後の対応状況

資料No.4

◆大島地区

【日時：平成29年10月17日（火）午後7時45分～（地域協議会終了後）】

【会場：大島生活改善センター】

【参加者：大島地区民ほか25人参加】

| 発言者 (町内会名) | 質 疑 | 会場での回答 | その後の対応状況 |
|---------------|--|---|----------|
| 棚岡町内会 | <p>《青空市場の利用状況・管理について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・諮問事項である青空市場の譲渡について資料に沿って説明があったが、参考資料2の「2施設の利用状況」に記載の「利用者数」と「売上金額」が過去3か年横這いであるにも関わらず、「3施設の管理における市の収支状況」の「②支出」にある「管理運営委託料以外の支出」で平成26年度は3,531千円の支出から平成27年度及び28年度は大幅に減額となっている。その理由を聞きたい。 | <p>(山崎浦川原区産業グループ長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり平成26年度の「管理運営委託料」は3,531千円の支出が計上されている。 ・これは通常の光熱水費や合併浄化槽の管理経費のほか、26年度に実施した青空市場の正面デッキの増設費用が含まれているためである。 | |
| 棚岡町内会 | <p>《農産物の出荷手数料について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会での協議の中で、住民の方々が農産物を出荷して収入を上げている旨の答弁が市からあった。それが15%なのか20%なのか分からないが、その支出が参考資料2の「3施設の管理における市の収支状況」中の「②支出」に計上されているのか聞きたい。 ・出荷した方にどれだけお上げしているのか、それが資料に計上されないでよいのか聞きたい。 ・ではなぜ、先程15%や20%を出荷する方へ還元する話がなぜ出されたのか。 | <p>(古田所長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料には、青空市場そのものの経理ではなく、あくまで市が直接支払った経費を記載している。 ・先程の話があった修繕費やゆきぐに森林組合へ管理を委託している経費を計上しているだけで、実際のゆきぐに森林組合の具体的な決算資料ではないため、これには載せていない。 ・売上げについては「2施設の利用状況」に含まれるが、その経費についてはこちらに記載していない。 ・高橋地域協議会委員から話があったように、震災当時は松之山のナメコ工場が甚大な被害を受けたことから、修繕費用が増大し、青空市場も手数料も20%にしないと運営が難しかった。 ・しかし、ナメコ工場の修繕・償却がほぼ終わり、ゆきぐに森林組合の利益も上がってきたことから、手数料を下げ、出荷いただいている皆様方に対して利益を還元するという話も聞いている。 ・そのため、経営改善努力も含め、出荷している農家に対しても、今回の譲渡がプラス効果になったのではないかとということで報告したところである。 ・来年4月からは、ゆきぐに森林組合に建物もお譲りする中で、先程の説明のとおり、ゆきぐに森林組合が営業時間その他を自由に決められるように譲渡と合わせ決めたところである。 | |

| 発言者 (町内会名) | 質 疑 | 会場での回答 | その後の対応状況 |
|---------------|--|--|--|
| 千原町内会 | <p>【要望：支出経費の区分けについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一点お願いがあるが、表中の「管理運営委託料以外の支出」は、あくまでトイレの運営管理委託料であり、青空市場に支出される経費ではないため、今後譲渡されることから、その分をきちんと分けて明記いただきたい。 | | |
| 大島町内会 | <p>【要望：大島区内の案内看板の改修について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほくほく大島駅は大島区の顔である。 ・駅舎周辺の斜面や花壇の手入れは、商工会や総合事務所のお力で行われ、古田所長が夏場の炎天下の中、お一人で草刈りをされていたことには頭が下がる思いである。 ・駅駐車場内に大島区の案内看板が設置されているが、現在営業していない「番屋邸」や「あさひ荘」が記されているため、改善願いたい。 ・また「ほくほく清水」もあるが、こちらも分かるようにしていただきたい。 <p>・看板については青空市場にも設置されている。</p> <p>・併せて考えてほしい。</p> | <p>(古田所長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大島駅については、市単独での管理が難しいことも含め、駅が開設した当時から、大島商工会が担ってきた。 ・近年、商工会の会員の高齢化や会員数の減少から、商工会単独では出来ないことから、昨年からまちづくり振興会及び総合事務所が協働で管理を行っている。 ・来年に向けては、まちづくり振興会へ駅舎周辺の管理を委託させていただき、引き続き、地域の皆様からもボランティアとして協力いただきながら、利用者のため、または大島の顔となる駅の管理を継続していく考えである。 ・ご指摘の構内の観光看板については、早急に点検をし、表示等の修正が必要であれば、早めに対応していきたい。 ・ほくほく清水については、小さな木柱が設置されているが、ご指摘のとおり見づらいことから、まちづくり振興会などとも相談しながら、利用方法などを考えていきたい。 | <p>○10/20 浦川原区産Gと看板修繕方法について協議</p> <p>○看板修繕の発注を行い、修繕済</p> |
| 石橋町内会 | <p>【要望：ほくほく大島駅ホームの屋根の延長について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上り電車（越後湯沢方面）の乗車口が屋根の設置個所から外れ、雨天時や降雪時に不便を感じる。 ・もう2mほど延ばされれば、雨や雪で濡れることなく乗車できるため、対応いただきたいが可能か。 | <p>(古田所長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご不便をお掛けしている。 ・ご存じのとおり、駅のホームは北越急行の施設であり、待合所は市の所有であるため、ホームの屋根を市が独自で変えることが出来ない。 ・この件については、今後予定されている公共交通懇話会などを通じながら北越急行へ要望していきたいと考えている。 ・なお、この件は大島駅だけでなく、ホームが片側だけのうらがわら駅なども同じ状況にある。 ・北越急行の「ほくほく線沿線地域振興連絡協議会」などでは、電車内のトイレの設置要望に対する検討もされていることから、我々からもホームの屋根の延長について要望していきたい。 | |

| 発言者 (町内会名) | 質 疑 | 会場での回答 | その後の対応状況 |
|---------------|---|--|---|
| 石橋町内会 | <p>【要望：駅舎内の照明について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先日 15 日に朝 9 時過ぎの電車を利用するため、ほくほく大島駅に行った際、待合所に灯がついておらず、券売機を使うのに不自由をした。 ・構内に照明がつかないのであれば、券売機のところだけでもセンサー付きの照明を設置するなど改善いただけないか。 | <p>(古田所長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合事務所でも点検しており、先月は電気の不具合から照明がつかず、直ぐに修繕した。 ・一昨日の状況は把握しておらないため、直ちに点検し早急に修繕を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ○11/9 照明修繕済 今後は天候や時間帯に影響されることなく、常に券売機が見えるよう照明を増設 ○3 階女子トイレの照明について、タイマー制御により日中消灯しうす暗くなり利用しづらいため、修繕するべく見積等を依頼中である。 |
| 石橋町内会 | <p>【要望：スクールバスの増便について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クルマがなく、出かける際には必ずバスを利用している。 ・夕方 5 時過ぎに菖蒲へ上る便があるが、その帰りは乗車できないのか。 ・乗車できない場合は何とか改善いただけるかお聞かせいただきたい。 | <p>(武田グループ長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浦川原タクシーと委託契約するなかで、皆さんから利用いただける回数が決まっており、増便には委託料の増額が必要になると思われることから、まずは現在の運行状況を確認したうえで、来年度以降に向けた検討としたい。 ・なお、公共交通懇話会等に図るなど、必要な手続きを踏みながら対応できるか検討していきたい。 | <ul style="list-style-type: none"> ○11/6 公共交通懇話会で増便について協議し、平成 30 年 4 月 1 日実施予定で進めている。 |

| (11月6日開催) 公共交通懇話会の協議題 | 公共交通懇話会での質疑応答 |
|---|--|
| <p>【大島区スクールバス菖蒲線の増便の提案について】</p> <p>(増便の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・菖蒲高原入口 17 時 35 分に到着後、総合事務所まで回送しているバスを営業運転に切り替えることで路線バス利用者の乗車を可能とする。 <p>(増便理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗車が禁止されている回送バスを、誰でも利用できる営業運転とすることで、公共交通の利便性を高め、高齢者や身体障害者の移動のしやすい環境を整備する。 <p>(実施時期(予定))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 4 月 1 日 | |
| <p>【大島区スクールバス旭線の運行経路の変更の提案について】</p> <p>(変更内容)</p> <p>①あさひ荘入口停留所の廃止 ②上記に合わせ、運行路線を市道田麦大山線から主要地方道上越安塚柏崎線へ変更</p> <p>(変更理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の運行経路である市道田麦大山線の狭隘区間や急勾配かつ急カーブの区間では、大型車両の安全運行にあたり細心の注意と高度な運転技術が要求されることから、より平坦な路線へ変更し、運行の安全性を高める。 ・運行距離の短縮が可能になることから、燃料等の運行経費を軽減するとともに、旭地区の各停留所（田麦停留所を除く。）と区内中心部との移動に係る所要時間の短縮により、総体としてバス利用者の利便性を高める。 <p>(実施時期(予定))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 12 月 1 日 | <ul style="list-style-type: none"> ・本年 12 月から変更するようであるが、住民への周知はどのように行うのか。 <p>○11 月 15 日の文書配布の際、各戸へ時刻表を配布する。</p> |

| 発言者 (町内会名) | 質 疑 | 会場での回答 | その後の対応状況 |
|---------------|--|---|----------|
| 大平町内会 | <p>《クマの目撃時の市の対応について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分の家の近くでも目撃があったが、市は今後どのような対応をするのか。 | <p>(古田所長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大平地内で人家から 200mほどの距離でクマの目撃があり、危険な状況にある。 ・野生動物は簡単に処分等ができない状況にある中、市の対応としては、情報無線で周知をしたり、看板を設置するなど、注意喚起をしている。 ・ただし、頻繁に住居の近くで出没する場合には捕獲用の檻を設置するほか、人家または市民への危害が非常に高い場合は、猟友会等にパトロール等を依頼し、最悪の場合は駆除するなどの対応を考えている。 ・なお、今年は特にクマのエサである木の実などが少ないようで、今後、越冬に向けて増々クマやイノシシなどが人家の近くに出没する可能性がある。 ・山林へ入る際には、皆様方からもクマよけの鈴を付けるなどして、できるだけ遭遇しない工夫をしていただくようお願いする。 | |
| 大島町内会 | <p>《地区センターの在り方について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の諮問事項で青空市場の譲渡があったが、今後も市の施設が地域に譲渡されることを懸念している。 ・町内会が管理する農作業施設(町内会館)が無償であったが町内会に譲渡された経緯があり、以前に地区センターの譲渡を耳にしたことから、今後の対象施設とならないか心配している。 ・大島地区では、当センターを維持するためには1戸2,100円の負担を要するが、他の町内会はそれぞれで施設を有していることもあり、1戸700円の負担をいただき、差額は大島町内会が負担している状況である。 ・今後もさらに人口減少が見込まれる中、地域に譲渡されても引き受けることができないことから現状を申し上げた。 | <p>(古田所長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公の施設の再配置ということで今回は青空市場をゆきぐに森林組合に無償譲渡し、今現在はあさひ荘が休館となっている。 ・今後、他の施設が対象になるかというご質問であるが、先般の地区懇談会でも話したように、今現在、大島保健センターの利用が低いため、この施設については近いうちに、保健センターとして残すか、ほかの用途があるのかを早急に検討していく状況になっていく。 ・地区センターについては各地区協議会へ指定管理として管理をお願いしており、契約は3年間であり平成28年度から30年度までとなっている。 ・平成27年当時には、地区の皆様方と協議させていただき、若干、管理料を下げた形で、引き続き指定管理をお願いした経緯があり、31年度からの指定管理に向けては、近々、ご相談をさせていただきたい。 ・なお、大島区総合事務所ならびに浦川原区総合事務所では、地区センターは地域のコミュニティの拠点として非常に重要な施設であり、今後も残していかなければならないと考えている。 ・ただし、その施設を利用しながら、地域をどうするのか、どのように活用していくのかを明確にしなければならない。 ・総合事務所で地域の将来像やセンターの利活用などの素案をつくる考えであり、それがまとまった段階で、改めて地域にご相談させていただき、ご協力いただきたいと思います。 | |

| 発言者 (町内会名) | 質 疑 | 会場での回答 | その後の対応状況 |
|---------------|---|---|----------|
| 大島町内会 | <p>【要望：地域活動支援事業の採択方針について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以前は、事業実施に当たり市の補助制度（補助金）がある場合は、原則的には地域活動支援事業の対象から外すという運用されてきたと思う。 ・これまでも当地区では活用させていただき、大島地区の振興に役立させているが、市の補助制度がある事業においても地域活動支援事業の採択の中に入れていただきたい。 | <p>(中村会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前任の大浦安3区の地域協議会長間で、市の補助制度がある事業については、2つの点から地域活動支援事業の対象とはしないということとした。 ・1つは、市があらゆる分野の補助制度を設ける中、同じ事業を行うにあたり、一方は市の補助率で実施し、一方は活動支援事業により100%補助で実施することに不公平が生じること。 ・1つは、市の補助制度の適用事業であるにも関わらず、補助率の高い地域活動支援事業へ募集が集中した場合、大島区の配分額を大きく上回る補助申請額になると思われる。 ・幸い大島区では審査・採択の際には、若干の微調整で済んでいたが、各団体が地域のために考えた事業を落とす審査が発生することとなる。 ・ご意見もあったことを含め、今後の大島区の方針の中で再度検討していきたいと思う。 | |
| 中野町内会 | <p>【要望：市道中野峠線ガードケーブルの修繕について】</p> <p>※大島地区地区要望書（市関係）No.16</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要望を出してから6年目となるが、資料をみると現地確認が済んでいない。 ・国道403号線の道路改修工事により10月14日まで全面交通止めとなり、工期中はこの市道が迂回路として使用されていた。 ・ガードケーブルもなく、また道も狭く急勾配であるが、夏休み時期であったこともあり、子ども連れの親子が自転車でスピードを出して走っていた。 ・また、私自身も通勤で利用していたが、県外ナンバーの車は狭い道路でガードケーブルがなければ道路際を走れず、道路中央をスピードを出して走ってくる。 ・いまのところ事故は起きていないが、早急に改修していただきたい。 ・なお、秋は収穫時期であるため請負業者に相談したところ、工事関係者がいる時間帯（8時～17時）は耕作者だけが国道を通れるようにしたが、業者が休む土日は国道が通れず、稲刈りに多大な影響を与え、不便を強いられた。 ・来年度も国道の改修が決まったようであり、ありがたいことであるが、今年と同様の状況になると思われ、事故の発生が懸念されるため、早急な対応をお願いします。 | <p>(岩野浦川原区次長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料では現地確認の印がついていないが、この件は継続要望であり、前年も要望されていることは承知している。 ・地区要望については、新規・継続も含め、これから予算要求に向けての順位付けを行うため、今回の要望を持ち帰り、どのような状況であるか、またそれをお返し出来る形で進めていく。 <p>(古田所長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今程の403号線については、来年度も着工する話を聞いている。 ・例年11月頃に期成同盟会や懇話会があると思われるので、是非その際に交通止めについては地元で配慮するよう県職員へ直接お話ししていきたいし、我々からも県へ要望をあげていきたい。 | |
| 棚岡町内会 | <p>(市道のガードケーブルの修繕について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道ではガードケーブルの修繕を要する箇所は多くあり、中野町内会だけの話ではない。 ・事故が起きてからでは遅いため、早急な対応をお願いします。 | <p>(岩野浦川原区次長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・皆様のご発言で重々承知したところであり、要望に付け加えた形で考えていく。 | |

保倉地区意見交換会での質疑応答とその後の対応状況

◆保倉地区

【日時：平成29年11月17日（金）午後7時40分～（地域協議会終了後）】

【会場：大島若者交流会館】

【参加者：保倉地区民22人参加】

| 発言者 (町内会名) | 質 疑 | 会場での回答 | その後の対応状況 |
|----------------|--|--|----------|
| 細越町内会 大平町内会 | <p>《大島若者交流会館の指定管理及び利用について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大島若者交流会館の指定管理について、現在、保倉地区振興協議会が指定管理者となり平成30年度までの3年間の指定管理期間となっている。 ・これまで、大島移動子育て広場や育児相談、子育て支援の会場となっており、また、大平町内会の集会場、各種文化活動、各種住民会といった大島区及び保倉地区の重要な施設として多くの方々が利用している。 ・しかしながら、現状を変更し、平成31年度から大島若者交流会館を廃止または譲渡の対象とされると、今後の維持管理経費等が多額になり、地域にとって重要な大島若者交流会館を維持存続できるか危惧している。 ・大島若者交流会館については、維持のため大平町内会が1戸当たり4,600円負担し、他の町内会からは1戸700円の負担をいただいている。 ・この建物は大平の住民にとっては特に重要であり、新年会、総会、道普請、諸々に利用しているが、今後について非常に危機感を持っている。 ・大島若者交流会館は地域の小さな拠り所の建物であり、総合事務所には見えない小さな活動等が頻繁に行われている。一方で、公民館やふれあい館が近隣にあるため、若者交流会館はそれらとは違った意味で活用している。誤解のないようお願いしたい。 | <p>(古田所長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の公の施設の再配置計画の中で、集落センターや若者交流会館を含む地区センターについては、利用実態に応じて、可能な限り地域に譲渡する方針を進めてきたところである。 ・当区においては、平成27年度の指定管理の更新時に、4地区の皆様方と喧々諤々の議論のなかで一定の方向が出たものと認識しており、総合事務所としても、現状を継続する方向で働きかけをしたいと考えている。 ・この施設が地域コミュニティの拠点施設として必要であるという理屈付けをしていきたいと考えており、地域の皆様方からも保倉地区の活性化も含めてご協議いただければと考えている。 ・また、前回7月の地区懇談会でお話した「保健センター」についても、具体的に話を進めていく時期に来ており、併せて協議いただきたい。 | |

| 発言者 (町内会名) | 質 疑 | 会場での回答 | その後の対応状況 |
|---------------|---|--|----------|
| 大平町内会 | <p>【要望：地区要望について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今年度も保倉地区は上越市へ計35件、新潟県へ計6件の要望を行い、その中で市道梨ノ木線の拡幅工事、市道宮ノ崎線の雪崩防止工事を優先項目としている。 ・財政事情が厳しいことは重々承知しているが、保倉地区の住民が安心安全に生活するための要望であり、実現のためご配慮を賜りたくお願いする。 | <p>(古田所長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区要望については、私共でも現地を確認させていただき、浦川原区総合事務所に伝達しており、県・国への要望は、浦川原区総合事務所から県にあげている。 ・要望については、現在、30年度予算に組み込めるかどうか検討中であるため、個別具体については説明ができないことをご理解いただきたい。 ・なお、市全域で把握する修繕箇所は膨大であり、交通量や危険性等により優先順位を決めながら順次実施しているなかで、要望どおりに着手できないが、何卒ご理解いただきたい。 | |
| 千原町内会 | <p>【要望：市道宮ノ崎線の雪崩防止工事について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道宮ノ崎線は通学路としても使用しているが冬期間は落雪の危険があるため、早急に雪崩防止工事を実施していただきたい。 <p>【要望：道路修繕について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内会内の道路がひどく損傷しているため、調査をして計画的に修繕していただきたい。 | | |
| 千原町内会 | <p>《要望箇所の把握・説明等について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要望箇所の改修等が進まないことから、提出した要望書がどのように決裁されるのか疑問であり、どこかで止まっているのかという懸念もある。 ・市の対応として、こまめに町内会長に事情を聴き、現場に出いただき、市民の生命財産を守るということは大前提である。 ・継続事業であっても現地確認するほか、担当が入れ替わった場合もきちんと引継ぎ等が行われなければ、地域は不信感を抱くばかりである。 ・また、優先順位を付けるのであれば、状況等を見て優先順位を付けていただきたい。あるいは要望事項を出した町内会長を集め、検討会や説明会をしていただきたい。 | <p>(古田所長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要望については、総合事務所で箇所に付けることはしておらず、基本的には現状の写真等全ての資料を揃え、それぞれの所管課などに提出している。 ・工事着手までに時間を要すものの、総合事務所や木田庁舎において完全に忘れていたものではない。ということをご理解いただきたい。 <p>(小林G長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認については、要望のあったものについて新規の事業箇所については、大島区総合事務所と一緒に現場を確認しており、前回質問のあった、継続事業の現地確認についても浦川原区総合事務所で行っている。 ・優先順位については、まずは浦川原区総合事務所で行い、木田との協議結果で決定するものである。 | |
| 石橋町内会 | <p>《所長修繕について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区要望にあげた少額であろう案件の対応が難しいなか、件数は毎年増加している。 ・そのような中で、総合事務所長の権限を増やすなどの対応はできないものか、来月、市長がお越しになるので要望していきたい。 | | |

| 発言者 (町内会名) | 質 疑 | 会場での回答 | その後の対応状況 |
|---------------|--|--|------------------------|
| 大平町内会 | <p>《儀明トンネルのトイレについて》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、儀明トンネル入口のトイレが閉鎖となったこともあり、観光バスの乗車客が青空市場のトイレに入りきれないケースを見た。 ・青空市場のトイレを拡張し、男女5人ずつが常時利用できるようにするとともに、洋式トイレを配置するなどの検討をしていただきたい。 | | ○今後、トイレの改修について、県に要望する。 |
| 細越町内会 | <p>《橋の検査結果の住民周知について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西山橋も3時間の交通止めを行い、点検したはずであるが、地域の方は、交通止めまでして何をしているのか疑問に感じており、点検結果も地域に何の話もない。 ・点検の実施と合わせ、検査結果について、住民に知らせる必要があると考える。 | <p>(小林G長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道の橋梁であれば翌年度以降の修繕に向け、調査を行ったものと考えられるが、木田庁舎の道路課が実施しているため、状況を確認して結果を報告させていただきたい。また、県が管理する道路のものであれば、県に確認していきたい。 | |
| 細越町内会 | <p>《小学校の浄化槽の排水について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・台風21号の際、保倉川水位が上昇し、小学校の前に赤線の水路にまで及んだと思う。 ・その水路には小学校の浄化槽の汚水を流しているが、川の水位に応じて蓋が開閉する構造になっているのか、台風21号以上に水位が上昇した場合、小学校の浄化槽の排水ができなくなる恐れがあるため確認してほしい。 | <p>(武田G長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校の排水の件について、現場を確認し必要な措置をとらなければならないのであれば、対応したい。 | |
| 細越町内会 | <p>《地域協議会の自主的審議事項について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会の自主的審議事項について、大島区では色々な問題が山積しているなか、そういうことを地域協議会というのは審議しているものだと思うっており、回数が少ないと感じた。 | <p>(中村会長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の地域協議会は4期目であり、2期目に色々な審議をしつつ、意見書も提出してきた。3期目では、あさひ荘の審議が多くなり、後半に少子高齢化の問題が発案され、現在はそれを引き続き行っているところである。 ・なお、4期目の委員の中からは新しいものは今のところでおらず、自分たちだけでは、わからない部分があるため、地域の皆さんの意見をお聞きしようということで意見交換会をさせていただいている。 ・ご理解いただいて、活発なご意見を出していただけると幸いです。 <p>(丸田委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域協議会に対して、何か意見があったらどんどん言っていただきたい。 ・本日の皆さんのご意見は、主に総合事務所への要望的な話であるが、地域協議会委員についての叱咤でも構わないので、ご指摘いただけたらありがたい。 | |